

施設基準あり

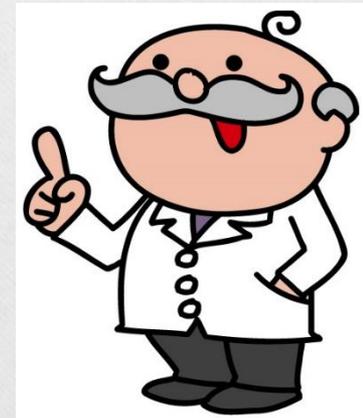
B001 23

がん患者指導管理料 3



2014年度診療報酬のポイント

◆2014年度診療報酬改定で
「がん患者指導管理料2」
「がん患者指導管理料3」
が新設されました！



施設基準あり

B001 23

がん患者指導管理料 3

がん患者指導管理料1 500点
(患者1人につき1回)

新

がん患者指導管理料2 200点
(患者1人につき6回)

新

がん患者指導管理料3 200点
(患者1人につき6回)

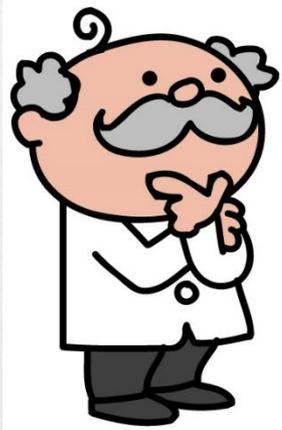


入院でも外来でも算定できます！

施設基準あり

B001 23

新 がん患者指導管理料 3



抗がん剤の副作用等の管理について
重要性・必要性が高まってきています。

そのニーズに対応するために新設され
ました。

医師又は薬剤師が抗がん剤の投薬、
注射の必要性等について文書で説明
を行った場合に算定できます。

B001 23

新

がん患者指導管理料 3

施設基準1

人員

薬剤師（専任）

- ・ 5年以上薬剤師としての業務経験
- ・ 3年以上化学療法の業務経験
- ・ 40時間以上のがんに係る適切な研修を修了
- ・ がん患者に対する薬剤管理指導の実績50症例（複数のがん種であることが望ましい。）

医師＝化学療法の経験を5年以上



研修については
次のページを
見てね★



B001 23

施設基準2

新

がん患者指導管理料 3

設備

管理料1、2と同じ

- 個室を備えていること。

(患者に対して診断結果及び治療方針の説明等を行う場合に、患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造)



B001 23

新

がん患者指導管理料 3

施設基準あり

指導内容

【指導者】

医師または薬剤師（施設基準を届出た者）

【指導内容】

以下について文書により説明を行った場合

※必要に応じて、その他の職種と共同する。

薬剤の効能・効果、服用方法、投与計画、副作用の種類とその対策、日常生活での注意点、副作用に対応する薬剤や医療用麻薬等の使い方、他の薬を服用の場合は薬物相互作用 等

薬剤師が指導した場合・・・

抗悪性腫瘍剤による副作用の評価を行い、当該患者の診療担当医に対して、指導内容、過去の治療歴に関する患者情報（患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴等）、抗悪性腫瘍剤の副作用の有無、服薬状況、患者の不安の有無等について情報提供するとともに、必要に応じて、副作用に対応する薬剤、医療用麻薬等又は抗悪性腫瘍剤の処方に関する提案等をしなければいけません！



B001 23

新

がん患者指導管理料 3

施設基準あり

対象患者 等

- 薬効分類上の腫瘍用薬
- インターフェロン、酢酸リュープロレリン等の悪性腫瘍に対する効能を有する薬剤

【対象患者】

悪性腫瘍と診断された患者で、**抗悪性腫瘍剤**を投薬又は注射している者（予定を含む）

【場所】

患者の心理状態に十分配慮された環境

【対象期間】

- 抗悪性腫瘍剤の投薬・注射の開始日前30日以内
- 抗悪性腫瘍剤の投薬・注射をしている期間

【記録】

指導内容等の要点を診療録又は薬剤管理指導記録に記載



B001 23

新

がん患者指導管理料 3

施設基準あり

算定

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- がん患者管理指導料2
がん患者管理指導料3 の同日算定可○

※それぞれ患者の同意、指導内容等の要点を診療録、看護記録又は薬剤管理指導記録への記録が必要。

同日



○がん患者管理指導料2



○がん患者管理指導料3

B001 23



がん患者指導管理料 3

施設基準あり

算定

■ 疑義解釈（その1 H26.3.31）より

- 病棟薬剤業務実施加算 病棟専任の薬剤師 } 兼務可能○
がん患者管理指導料3 専任の薬剤師

※病棟薬剤業務の実施時間には、がん患者管理指導料3の業務時間は含まれない。



病棟薬剤業務実施加算（専任）

がん患者管理指導料3



B001 23

新

がん患者指導管理料 3

施設基準あり

算定不可×

以下の場合には算定不可×

- ×患者の十分な理解が得られない場合
- ×患者の意思が確認できない場合
- ×患者を除く家族等にのみ説明を行った場合

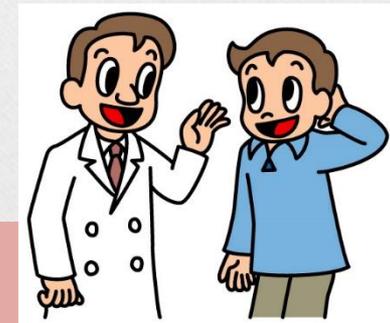
意識障害や
重度の認知症 等



×患者さんが
理解できない



×患者さんの意志が
確認できない



×家族のみに説明

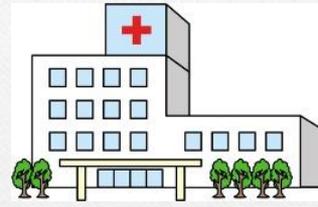
B001 23



がん患者指導管理料 3

施設基準あり

算定不可×



以下との併算定不可×

- B001 の18 小児悪性腫瘍患者指導管理料
- B008 薬剤管理指導料
- F100 処方料（注7 抗悪性腫瘍剤処方管理加算）
- F400 処方せん料（注6 抗悪性腫瘍剤処方管理加算）

B008
薬剤管理指導料



がん患者指導管理料 3

抗悪性腫瘍剤処方管理加算



がん患者指導管理料 3

B001 23

新

がん患者指導管理料 3

施設基準あり

算定不可×

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- がん患者管理指導料1の算定日
→がん患者管理指導料2・3の算定不可×
- （がん患者管理指導料1には、がん患者管理指導料2・3の指導が含まれます）

同日



- がん患者管理指導料1
- ×がん患者管理指導料2または3

別日



- がん患者管理指導料1
- がん患者管理指導料2または3

B001 23



がん患者指導管理料 3

施設基準あり

算定不可×

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- ・ がん患者管理指導料2・3について、それぞれ同一日に複数回の算定不可×

同日



○がん患者管理指導料3



×がん患者管理指導料3

施設基準あり

B001 23

がん患者指導管理料 3 のポイント



患者1人につき6回まで算定できます。

患者さんのためにも、
積極的に行っていきましょう！



B001 23



がん患者指導管理料 3

施設基準あり

疑義解釈等（2014年診療報酬改定以降）

通知日	Q	A
その1 26.3.31	がん患者管理指導料3の対象となる抗悪性腫瘍剤の範囲はどのような考え方か。	抗悪性腫瘍剤には、薬効分類上の腫瘍用薬のほか、インターフェロン、酢酸リュープロレリン等の悪性腫瘍に対する効能を有する薬剤が含まれる。
その1 26.3.31	病棟薬剤業務実施加算における病棟専任の薬剤師は、がん患者管理指導料3の要件である専任の薬剤師と兼務することは可能か。	可能。ただし、病棟薬剤業務の実施時間には、がん患者管理指導料3算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。
その2 26.4.4	がん患者管理指導料1を算定した同一日に、がん患者管理指導料2又は3を算定することは可能か。また、がん患者管理指導料2及び3については、同一日に複数回算定することは可能か。	がん患者管理指導料1には、がん患者管理指導料2及び3に係る指導が含まれることから、がん患者管理指導料1を算定した同一日にがん患者管理指導料2又はがん患者管理指導料3を算定することはできない。 一方、がん患者管理指導料2を算定した同一日にがん患者管理指導料3を算定することについては、それぞれ患者の同意をとり、指導内容等の要点を診療録、看護記録又は薬剤管理指導記録に記録した上で可能である。また、がん患者管理指導料2及び3について、それぞれ同一日に複数回算定することは不可。

B001 23



がん患者指導管理料 3

施設基準あり

疑義解釈等（2014年診療報酬改定以降）

通知日	Q	A
その4 26.4.23	がん患者指導管理料について、「当該患者の同意を得て」となっているが、患者の同意を得ている旨をカルテ等に記録することで要件は満たされるか。	そのとおり。